

特記仕様書

1 件名

練馬区立土支田農業公園改修基本設計委託

2 委託場所

練馬区土支田三丁目 34 番 26 号他（別紙「案内図」に示す箇所）

対象面積 約 0.54ha

内訳 (1) 土支田農業公園約 0.51ha

ア 農園区域 約 0.41ha

イ 旧児童遊園区域約 0.08ha

ウ 公園内区有通路区域 約 0.01ha

(2) 区有通路区域 約 0.03ha

(3) 道路後退区域等

3 履行期間

契約確定日の翌日から令和 9 年 6 月 30 日まで

4 適用

契約約款という仕様書とは、「標準仕様書」および「特記仕様書」のことをいう。また、この特記仕様書は、「標準仕様書」で規定する「特記仕様書」であり、本委託業務に適用する。本特記仕様書に定めがない特記事項等については以下によるものとする。

(1) 公園基本設計

公園基本設計特記事項

(2) 建築基本設計

設計業務委託仕様書（令和 7 年 10 月 練馬区）

建築基本設計業務委託特記事項

地盤調査委託仕様書（令和 7 年 10 月 練馬区）

地盤調査特記事項

5 標準仕様書

本委託業務で使用する標準仕様書は、「設計委託標準仕様書（令和 5 年 4 月 東京都建設局）」（以下、標準仕様書という。）を準用するものとし、その中で「東京都」と記載されている箇所は、「練馬区」と読み替えるものとする。

また、本仕様書に定めのないもの、疑義が生じた場合は、受託者と委託者の双方で協議の上、決めるものとする。

6 委託成績の評定

本委託業務は、練馬区設計等委託成績評定要綱に基づく成績評定の対象とする。

7 提出書類

受託者は、「受注者等提出書類処理基準」(平成 11 年 4 月 1 日練土管第 545 号)により書類を提出するものとし、関係書類を委託者に遅滞なく提出すること。

8 土地への立入り等

受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書発行申請書を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯するとともに、委託者貸与の腕章を着用すること。

なお、受託者は、立入り作業完了後速やかに身分証明書および腕章を委託者に返却しなければならない。

9 業務の目的および経緯

平成 5 年に体験農園として開園した「土支田農業公園」では、種まきから収穫までを体験しながら学ぶ農業教室を実施してきた。その後、区内 18 か所に農業者による「練馬区農業体験農園」が開設され、当施設の役割が相対的に低下したことから、区民農園への転換を検討してきた。

一方、土支田地域は他の地域と比べて区民農園の区画数が多く、子どもの人口も増加傾向にある。加えて、区民意識意向調査では中学生以下の子どもを持つ世帯の約 4 割が農作業に関心を示しており、こうした状況を踏まえ、利用者の多様なニーズに対応した新たな活用が求められている。

子どもや子育て世代の意見を取り入れた農業公園へリニューアルし、親子と共にみどりの豊かさを実感できる機会を提供することで、みどりの保全・創出に関する意識の向上を図ることを目的とする。

10 照査技術者および照査の実施

受託者は、設計業務等における照査技術者を定め、委託者に通知し、照査を実施すること。

11 代理人、主任技術者および照査技術者

受託者は、設計業務における代理人、主任技術者、および照査技術者を定め、委託者に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

主任技術者および照査技術者は、下記に示すいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 技術士（総管理部門：建設一都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (2) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(3) RCCM(造園部門または都市計画及び地方計画)の資格を有し「登録証明」の交付を受けている者。

また、上記資格者以外でこれと同等の能力と経験を有する主任技術者としては下記に示すいずれかの条件を満たす者とする。なお、それらを証明する書類を提出すること。

(4) 造園施工管理技士1級または2級の資格を有しているもの。

(5) 登録ランドスケープアーキテクト(RLA)の資格を有し、「登録証明」の交付を受けている者。

(6) 同種又は類似業務の業務経験年数5年以上の者。

同種業務：公園または緑地の基本設計および実施設計。

ただし、主任技術者は日本語が堪能でなければならない。

代理人は、主任技術者を兼ねることができる。

主任技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

12 その他配置技術者

本業務における建築物についての検討および設計業務は、建築士法による一級建築士の資格を有している者が行うこと。木造の文化財建造物（建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号（以下「法」という。））第3条第1項の規定により法の適用除外がされる建築物）の耐震改修に関する現況調査および設計の経験を有している技術者を配置すること。

また、設計業務を行うにあたり建築士事務所登録を行っていることとし、建築士事務所登録証および担当者の資格免状の写しを提出すること。および担当者の資格免状の写しを提出すること。

13 再委託

本業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。業務の一部を第三者に委託する場合には、練馬区競争入札参加有資格者においては指名停止期間中および入札参加除外措置中の者でないことを確認した上、あらかじめ委託者の承諾を得ること。

14 区民意見の反映

説明会等における区民意見は、設計への反映を十分に検討すること。

15 秘密の保持

本委託業務中に生じる成果品は委託者に帰属するもので、許可無く他に公表・貸与してはならない。また、業務中に知り得た事項は、いかなる理由があっても、他に公表してはならない。

16 受託情報の取扱い

受託業務を履行するに当たり知り得た情報の取扱いについては、別紙「情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守すること。

17 環境への配慮

本業務の実施に当たっては、環境関連法令を遵守するとともに、環境負荷の低減に努めること。

18 障害を理由とする差別の解消の推進

本委託業務の履行に当たっては、「練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(平成 28 年 3 月 10 日 27 練福障第 2089 号)を踏まえ、練馬区と同等の合理的配慮の提供を行うものとする。

19 前金払

本委託業務は、「練馬区契約事務規則」(昭和 39 年 9 月練馬区規則第 6 号)第 49 条に基づき、以下の前金払をすることができる。

〔前払金〕 契約金額の 3 割を超えない額(限度額なし)